

青森県報

第二千四百四十五号

平成十七年
二月二十五日
(金曜日)

目 次

告 示

青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる
図書類の指定……………

結核予防法による指定医療機関の指定の辞退……………

結核予防法による医療機関の指定……………

証紙売りさばき人の住所の変更……………

証紙売りさばき人の業務の廃止の届出……………

公 告

大規模小売店舗の新設に関する届出……………

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要……………

右 同……………

右 同……………

右 同……………

右 同……………

右 同……………

右 同……………

教育委員会

県文化財の指定の解除……………

（青少年
男女共同
参画課）……………

（保健衛生課）……………

（出納課）……………

（同）……………

（同）……………

（同）……………

（同）……………

（経営振興課）……………

（同）……………

（同）……………

（同）……………

（同）……………

（同）……………

（同）……………

（同）……………

（保健課）……………

正 誤

昭和六十年十月二十二日定例規則中……………
（建築住宅課）……………七
平成十七年二月二十一日号外第十二号監査委員中……………
（監査委員）……………八
（事務局）……………八

告 示

青森県告示第百二十一号

青森県青少年健全育成条例（昭和五十四年十二月青森県条例第三十四号）第十二条
第一項各号に該当する図書類を次のとおり指定する。

平成十七年二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

指定 番号	種別	名 称	発行者（製 作者）名	該当条項
二六五	書籍	レディースコミック微熱 三月号	セブン新社	青森県青少年 健全育成条例 第十二条第一 項第一号該当
二六六		コミック裏モノJAPAN第十五号 裏モノJAPAN三月号増刊 〇一八〇六・三 パソコンパラダイス 三月号	鉄人社	
二六七		〇七四八三・〇三 コミック激ネタベスト コミックジャンボ二月号増刊 一三八五二・二	メディアアック 桃園書房	

青森県告示第百二十二号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次の
指定医療機関がその指定を辞退したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百
四十二号）第二条の六第二項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十七年二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
石木医院 木造町国民健康保険病院 木造町立成人病センター	青森市大字浅虫字内野二〇 西津軽郡木造町字末広四三の三	平成一七・二・四 一七・二・一〇

青森県告示第百二十三号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、同法第三十四条及び第三十五条に規定する医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の六第一項の規定により告示する。

平成十七年二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
こずえ薬局 石木医院 ハッピー・ドラッグ三内店	弘前市大字城東中央四丁目二の一八 青森市大字浅虫字蛸谷六五の三七 青森市大字三内字玉作二の七二	平成一七・二・一 一七・二・一七 "
つがる市国民健康保険病院 つがる市立成人病センター	つがる市木造末広四三の三	一七・二・一

青森県告示第百二十四号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の住所について次のとおり変更があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成十七年二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 売りさばき人の住所及び氏名
つがる市木造曙六一の一〇
笹森 貞
- 二 変更内容
 - 1 変更前の住所
西津軽郡木造町字曙六一の一〇
 - 2 変更後の住所
つがる市木造曙六一の一〇

青森県告示第百二十五号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の住所について次のとおり変更があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成十七年二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 売りさばき人の住所及び氏名
つがる市木造千代町三三一
澁谷 光弘
- 二 変更内容
 - 1 変更前の住所
西津軽郡木造町字千代町三三一
 - 2 変更後の住所
つがる市木造千代町三三一

青森県告示第百二十六号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の住所について次のとおり変更があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成十七年二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 売りさばき人の住所及び氏名

つがる市稲垣町沼崎幾代崎四三の一

小嶋 禮子

二 変更内容

1 変更前の住所

西津軽郡稲垣村大字沼崎字幾代崎四三の一

2 変更後の住所

つがる市稲垣町沼崎幾代崎四三の一

青森県告示第百二十七号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の住所について次のとおり変更があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成十七年二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 売りさばき人の住所及び氏名

つがる市車力町花林四三の一

齋藤 みさを

二 変更内容

1 変更前の住所

西津軽郡車力村大字車力字花林四三

2 変更後の住所

つがる市車力町花林四三の一

青森県告示第百二十八号

次の青森県収入証紙の売りさばき人から平成十七年二月一日をもって青森県収入証紙の売りさばきの業務を廃止した旨の届出があった。

平成十七年二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

売りさばき人の住所及び氏名

八戸市大字市川町字尻引前山五七の一

中村 行博

公 告

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十七年二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ幸畑店

青森市幸畑三丁目一の八

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

マックスバリュ東北株式会社

秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五

代表取締役 反田悦生

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

マックスバリュ東北株式会社

秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五

代表取締役 反田悦生

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成十七年九月十五日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一、四〇〇平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

五八台（位置は、届出書添付図面のとおり）

2 駐輪場の位置及び収容台数

四〇台（位置は、届出書添付図面のとおり）

3 荷さばき施設の位置及び面積

四九平方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

四五立方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻午前九時 閉店時刻午前零時（開店時刻年間五日間午前六時三十分、

年間三十日間午前八時）

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午前零時三十分まで（年間五日間午前六時から午前零時三十分まで、

年間三十日間午前七時三十分から午前零時三十分まで）

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

二か所（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後九時まで

八 届出年月日

平成十七年二月十四日

九 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び青森市役所

2 期間

平成十七年二月二十五日から同年六月二十五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

十 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十七年六月二十五日

2 提出先

青森県商工労働部経営振興課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十七年二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンロード青森

青森市緑三丁目九の二

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

協同組合サンロード青森

青森市緑三丁目九の二

代表理事 福士喬

ニユータウン商事株式会社

青森市緑三丁目九の二

代表取締役 福士喬

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び青森市役所

2 期間
平成十七年二月二十五日から同年三月二十五日まで

3 時間
午前八時三十分から午後五時十五分まで
ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十七年二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパードラッグアサヒ十和田店

十和田市大字相坂字白上二四八の二外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社横浜フアーマシー

北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四六の三四

代表取締役 松山稔

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び十和田市役所

2 期間

平成十七年二月二十五日から同年三月二十五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、十和田市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べ

た意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十七年二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

三沢堀口ショッピングセンター

三沢市大字三沢字堀口九四の四五九外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

ホームテック株式会社

札幌市厚別区厚別中央三条二丁目一の四一

代表取締役社長 前田勝敏

株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役社長 三浦紘一

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び三沢市役所

2 期間

平成十七年二月二十五日から同年三月二十五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、三沢市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十七年二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

MAXデンコードー柏店

つがる市柏上古川幾山三六〇の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社デンコードー

宮城県仙台市宮城野区榴岡一丁目七の一〇

代表取締役社長 井上元延

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及びつがる市役所

2 期間

平成十七年二月二十五日から同年三月二十五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、つがる市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十七年二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーストア金木タウンセンター店

北津軽郡金木町大字金木字沢部四六〇

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社スーパーストア

北津軽郡中里町大字中里字紅葉坂一五四

代表取締役 野宮英明

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び金木町役場

2 期間

平成十七年二月二十五日から同年三月二十五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、金木町役場にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十七年二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

三戸ショッピングセンター

三戸郡三戸町大字川守田字下比良一八の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

マックスバリュ東北株式会社

秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五

代表取締役 反田悦生

株式会社サンデー

八戸市根城六丁目二二の一〇

代表取締役 田村圭三

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び三戸町役場

2 期間

平成十七年二月二十五日から同年三月二十五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、三戸町役場にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十七年二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

よこまちストア五戸店

三戸郡五戸町字下モ沢向二五の三外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社よこまち

八戸市大字尻内町字八百刈三九の三

代表取締役社長 横町俊明

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び五戸町役場

2 期間

平成十七年二月二十五日から同年三月二十五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、五戸町役場にあつては、その執務時間内とする。

教 育 委 員 会

青森県教育委員会告示第三号

次の表に掲げる県重宝は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第二十七条第一項の規定により、平成十六年十二月十日付けで重要文化財に指定され、青森県文化財保護条例（昭和五十年十二月青森県条例第四十六号）第五条第三項の規定により、県重宝の指定を解除されたので、同条第四項の規定により告示する。

平成十七年二月二十五日

青森県教育委員会

種別	名称	員数	所在地	所有者又は保護団体	指定告示年月日及び告示番号
県重宝	旧津島家住宅 主屋 附 文庫蔵 味噌蔵 米 蔵 レンガ塀 棟 札	一棟 一棟 一棟 一棟 二枚	北津軽郡金木町 大字金木字朝日 山四二番地一	金 木 町	平成十年七月十三日 青森県教育委員会告示 第九号

正

誤

建 築 住 宅 課

昭和二十三年 第九〇二七号	発行年月日 発行番号	区分	規則	第九〇二七号	発行年月日	発行番号	区分	規則	第九〇二七号
第六三三号	番号	ページ	上	段	行	一三	実地	誤	正
実施	正								

平成十七年 二月二十三日 号外第一二二 号	発行年月日 番号
監査委員	区 分
三	ペ ー ジ
上	段
表中	行
3,000,000円	誤
12,000,000円	正

監査委員事務局

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一
銭